

# 経 済 産 業 省

20210507製局第1号  
令和3年5月17日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



## テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和3年5月7日付け警察庁丙組組企発第125号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和3年5月7日付け外務省告示第163号により、アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めたところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

テロリスト等と関連すると疑われる取引については、これまでも犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底が図られておりますが、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、引き続きテロリスト等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機 密 性 1

警察庁丙組組企発第 125 号  
令和 3 年 5 月 7 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長

テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 147）

この度、別添のとおり「アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件」（令和 3 年 5 月 7 日付け外務省告示第 163 号）により資産凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

テロリスト等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られてきたところであるが、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、引き続きテロリスト等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

件名…アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件

○外務省告示第百六十三号

アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件（平成十四年一月外務省告示第十号）の別表（令和二年三月外務省告示第百四号により改正）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和三年五月七日

外務大臣 茂木 敏充

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

送 出 編	送 出 總
(別表)	(別表)
1. ～11. [同左]	1. ～11. [略]
<p>1 2. ラシユカレ・タイバ (別称: (a)ラシユカレ・タイバ(b)ラシユカレ・タイバ (c) アル・マンズリエン (d) アル・マンズリエン (e) アーミー・オブ・ザ・ピユアー (f) アーミー・オブ・ザ・ライチャス (g) アーミー・オブ・ザ・ピユアー・アンド・ライチャス (h) パースバーネ・カシミール (i) パースバーネ・アヘレ・ハディース (j) パースバーネ・カシミール (k) パースバーネ・アヘレ・ハディース (l) パースバーネ・アヘレ・ハディース (m) パースバーネ・アヘレ・ハディース (n) ラシユカレ・タイバ(o) エイ・ティー・ジャマアットウドウ・ダーワ (q) ジェー・ユー・ディー・ジャマアットウドウ・ダーワ (s) ジャマアットウドウ・ダーワ (t) ジャマアットウドウ・ダーワ (u) ジャマアットウドウ・ダーワ (v) ジャマアットウドウ・ダーワ (w) ジャマアットウドウ・ダーワ (x) ジャマアットウドウ・ダーワ (y) ジャマアットウドウ・ダーワ (z) ジャマアットウドウ・ダーワ (aa) ファーヒ・インサニアット財団 ( F I F ) )</p> <p>LASHKAR-E-TAYYIBA (a. k. a. : (a) Lashkar-e-Toiba (b) Lashkar-i-Taiba (c) al Mansoorian (d) al Mansoorien</p>	<p>1 2. ラシユカレ・タイバ (別称: (a)ラシユカレ・タイバ(b)ラシユカレ・タイバ (c) アル・マンズリエン (d) アル・マンズリエン (e) アーミー・オブ・ザ・ピユアー (f) アーミー・オブ・ザ・ライチャス (g) アーミー・オブ・ザ・ピユアー・アンド・ライチャス (h) パースバーネ・カシミール (i) パースバーネ・アヘレ・ハディース (j) パースバーネ・カシミール (k) パースバーネ・アヘレ・ハディース (l) パースバーネ・アヘレ・ハディース (m) パースバーネ・アヘレ・ハディース (n) ラシユカレ・タイバ(o) エル・イー・ティー・ジャマアットウドウ・ダーワ (q) ジェー・ユー・ディー・ジャマアットウドウ・ダーワ (s) ジャマアットウドウ・ダーワ (t) ジャマアットウドウ・ダーワ (u) ジャマアットウドウ・ダーワ (v) ジャマアットウドウ・ダーワ (w) ジャマアットウドウ・ダーワ (x) ジャマアットウドウ・ダーワ (y) ジャマアットウドウ・ダーワ (z) ジャマアットウドウ・ダーワ (aa) ファーヒ・インサニアット財団 ( F I F ) )</p> <p>LASHKAR-E-TAYYIBA (a. k. a. : (a) Lashkar-e-Toiba (b) Lashkar-i-Taiba (c) al Mansoorian (d) al Mansoorien</p>

(e) Army of the Pure (f) Army of the Righteous (g) Army of the Pure and Righteous (h) Paasban-e-Kashmir (i) Paasban-i-Ahle-Hadith (j) Pasban-e-Kashmir (k) Pasban-e-Ahle-Hadith (l) Paasban-e-Ahle-Hadis (m) Pashan-e-ahle Hadis (n) Lashkar e Tayyaba (o) LET (p) Jamaat-ud-Dawa (q) JUD (r) Jama, at al-Dawa (s) Jamaat-ud-Daawa (t) Jamaat ul-Dawah (u) Jamaat-ul-Dawa (v) Jama, at-i-Dawat (w) Jamaiaat-ud-Dawa (x) Jama, at-ud-Da, awah (y) Jama, at-ud-Da, awa (z) Jamaati-ud-Dawa (aa) Falah-i-Insaniat Foundation (FIF)

旧称：不明

所在地：不明

国連制裁委員会による指定日：2005年5月2日（2005年11月3日、2008年12月10日、2012年3月14日及び2020年11月24日に改訂）

その他の情報：ラシュカレ・タイバの指導者であるハフーズ・ムハンマド・サイードと関係がある。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年6月8日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2020年11月24日に終了した。同団体に対するインタポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we>

(e) Army of the Pure (f) Army of the Righteous (g) Army of the Pure and Righteous (h) Paasban-e-Kashmir (i) Paasban-i-Ahle-Hadith (j) Pasban-e-Kashmir (k) Pasban-e-Ahle-Hadith (l) Paasban-e-Ahle-Hadis (m) Pashan-e-ahle Hadis (n) Lashkar e Tayyaba (o) LET (p) Jamaat-ud-Dawa (q) JUD (r) Jama, at al-Dawa (s) Jamaat-ud-Daawa (t) Jamaat ul-Dawah (u) Jamaat-ul-Dawa (v) Jama, at-i-Dawat (w) Jamaiaat-ud-Dawa (x) Jama, at-ud-Da, awah (y) Jama, at-ud-Da, awa (z) Jamaati-ud-Dawa (aa) Falah-i-Insaniat Foundation (FIF)

旧称：不明

所在地：不明

その他の情報：ラシュカレ・タイバの指導者であるハフーズ・ムハンマド・サイードと関係がある。  
（2005年12月2日及び2012年10月25日に改訂）

<p><u>work/Notices/View-UN-Notices-Entities</u></p>	<p>13. ~ 37. [略]</p>
<p>13. ~ 37. [同左]</p>	<p>備表の「」の語彙及び全体的な構成は、前掲の「」の語彙及び全体的な構成と同一である。</p>

備表の「」の語彙及び全体的な構成は、前掲の「」の語彙及び全体的な構成と同一である。

13. ~ 37. [略]